

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2022年度診療報酬改定 バイオ後続品導入初期加算

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（告示）別表第一 医科点数表」
 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）別添1 医科点数表」
 2022年度診療報酬 疑義解釈（その1～その28）

凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20221026-2014

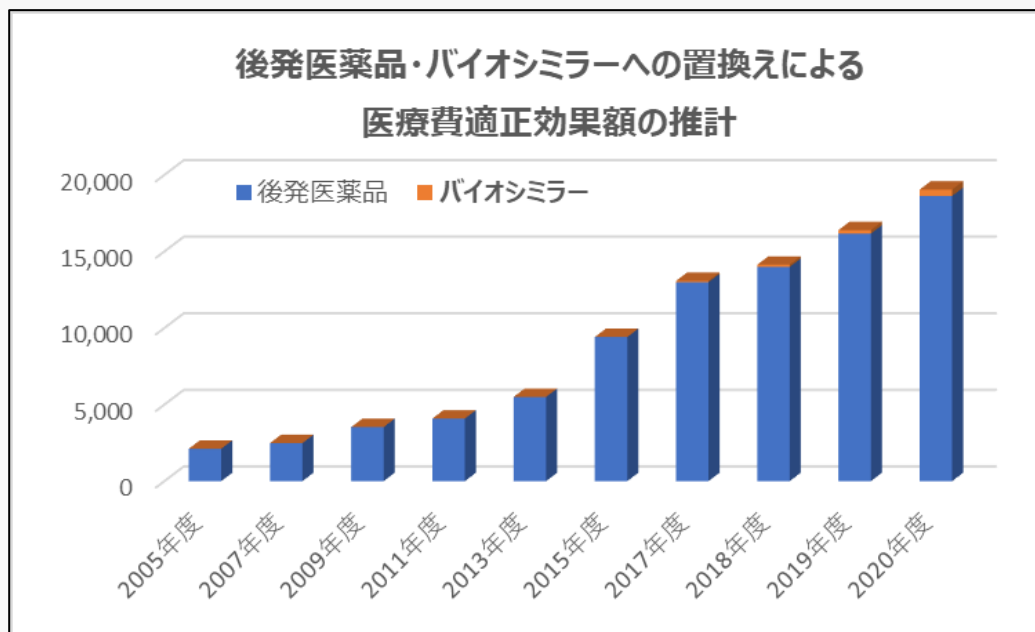
本資料は、2022年9月27日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

医薬品産業ビジョン2021で、「バイオシミラーも含めた後発医薬品の使用促進」が盛り込まれ、医師や患者からのバイオシミラーに対する信頼向上、医療機関や患者に対するインセンティブを通じて、さらなる使用促進を図ることが示されました。

後発医薬品・バイオシミラーへの置き換えによる医療費適正効果額の推計

(単位：億円)

	2005年度	2007年度	2009年度	2011年度	2013年度	2015年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
後発医薬品	2,117	2,484	3,530	4,087	5,500	9,412	12,991	13,987	16,166	18,619
バイオシミラー	-	-	-	-	-	-	87	146	226	418



※ 後発医薬品等への置き換えによる医療費適正効果額
取引された全ての後発医薬品等について、
実際の取引額（後発医薬品等の薬価ベース）と
仮想の取引額（先発医薬品の薬価ベース）の差を
置き換えによる医療費適正効果額として、年間推計を行ったもの。

医療費全体で見ると、後発医薬品に比べて、バイオシミラーでの医療費適正化効果額が小さく、医療費適正化のために、これまで以上にバイオシミラーの使用促進が課題とされています

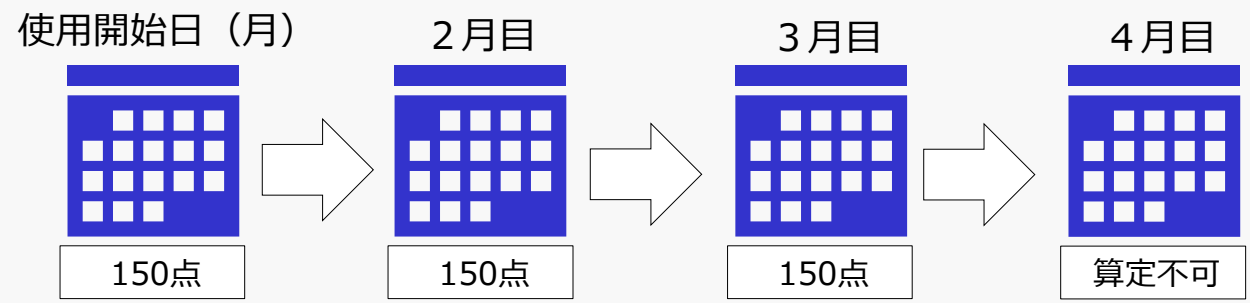
【出典】 医薬品産業ビジョン2021資料編より日医工にて編集

基礎となる報酬	外来腫瘍化学療法診療料	外来化学療法加算	在宅自己注射指導管理料
点数	バイオ後続品導入初期加算150点/月		
対象患者	外来化学療法を実施する外来患者		自己注射を行っている外来患者
算定要件	・バイオ後続品に係る説明を行い バイオ後続品を 使用 した場合	・バイオ後続品に係る説明を行い バイオ後続品を 使用 した場合	・バイオ後続品に係る説明を行い バイオ後続品を 処方 した場合 ・オンライン診療時には算定不可
算定限度	当該バイオ後続品の初回の 使用日 の 属する月から起算して3月を限度	当該バイオ後続品の初回の 使用日 の 属する月から起算して3月を限度	当該バイオ後続品の初回の 処方日 の 属する月から起算して3月を限度

通知上の表現は若干異なりますが、算定要件としての内容はほぼ同じです

「バイオ後続品」は承認されているバイオ医薬品と同等/同質の医薬品です・・・（有効性、安全性等）

バイオ後続品の初回の使用（処方）日から起算して3か月間、月1回加算



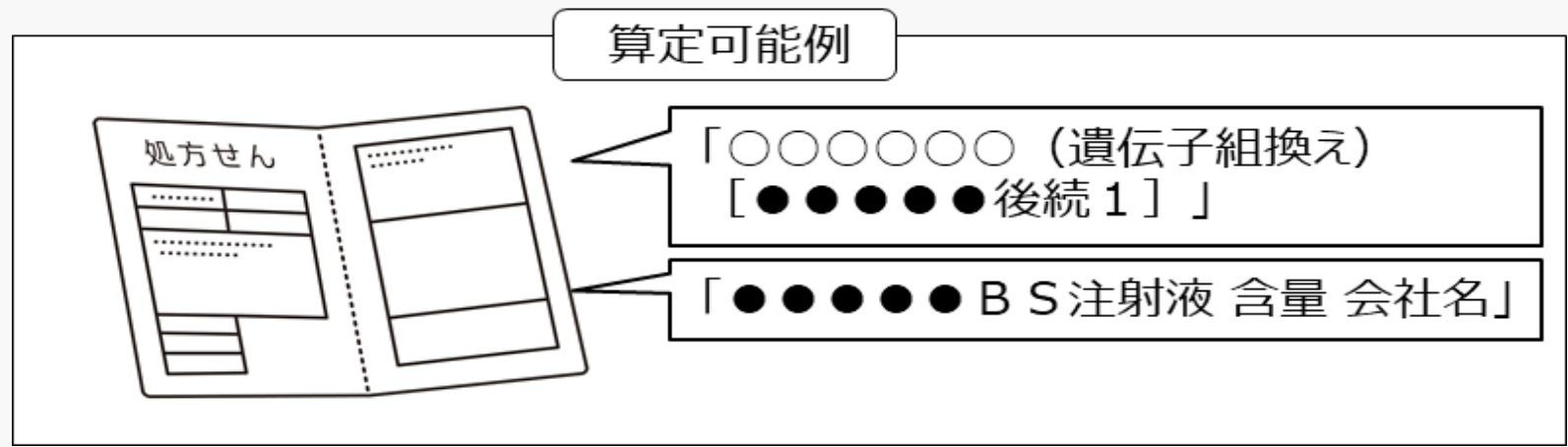
バイオ後続品を処方した場合 (在宅自己注射指導管理料)

「バイオ後続品を処方した場合」とは、

- ・バイオ後続品の一般的名称で処方した場合
(例えば、「○○○○○○○ (遺伝子組換え) [●●●●●後続1] 」と処方した場合をいう。)

又は

- ・バイオ後続品の販売名で処方した場合
(例えば、「●●●●● B S注射液 含量 会社名」と処方した場合をいう。) をいう。



本資料は、2022年9月27日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

【腫瘍】【化学】【在宅】共通疑義解釈

【2022/3/31疑義解釈その1】

従前からバイオ後続品を使用している患者について、
先行バイオ医薬品が同一である別のバイオ後続品に変更した場合は算定不可

【2022/3/31疑義解釈その1】

初回処方日から3月以内に転医し、転医先で同一のバイオ後続品を処方した場合は算定不可

【2022/3/31疑義解釈その1】

入院中にバイオ後続品を初めて使用し、退院後もバイオ後続品を使用した患者について、
入院中の使用から2月目以降に加算の要件を満たす場合は、初回の使用日の属する月に加算を算定していない患者についても、
2月目以降に要件を満たす場合は算定可
ただし、その場合であっても、初回の使用日の属する月から起算して3月を限度とすること

【2022/4/11疑義解釈その3】

従前からバイオ後続品を使用している患者について、先行バイオ医薬品が異なるバイオ後続品を新たに使用した場合は算定可能

【腫瘍】疑義解釈

【2022/6/22疑義解釈その14】

外来腫瘍化学療法診療料のバイオ後続品導入初期加算について、**外来腫瘍化学療法診療料**の「□」を算定する場合であって、
抗悪性腫瘍剤以外の薬剤についてバイオ後続品を使用したときも算定可能

- 近年、バイオ医薬品数の大幅な増加に伴い、医療費適正化のためバイオ後続品の普及が課題とされています。
- 2022年度診療報酬改定では、これまでの「在宅自己注射指導管理料」の他に「外来腫瘍化学療法診療料」や「外来化学療法加算」にも「バイオ後続品導入初期加算」が設定され、自己注射以外のバイオ後続品使用促進策が盛り込まれました。
- 骨太の方針2022では、「医療費適正化効果を踏まえた目標値の設定」が盛り込まれており、2022年度中に設定される見込みです。
- 目標値が設定されることにより、普及促進策がより推し進められることが予想されます。



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
スタジー
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
 テーマ別
 情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>